

平成28年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成28年3月22日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 林 晴 道 | 2番 | 高 橋 秀 典 |
| 3番 | 米 本 弥一郎 | 4番 | 有 田 惠 子 |
| 5番 | 宮 内 保 | 6番 | 磯 本 繁 |
| 7番 | 飯 嶋 正 利 | 8番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 9番 | 太 田 將 範 | 10番 | 伊 藤 保 |

11番 島田和雄
13番 伊藤房代
15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

12番 平野忠作
14番 林七巳
16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	病院事業者 管理	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	行政改革 推進課長	佐藤一則
総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て 支援課長	大矢淳
高齢者 福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員 事務局長	田杭平三
農業委員会 事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長 阿 曾 博 通

事務局次長 高 安 一 範

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（平野忠作） 議案第1号から議案第46号までの46議案及び陳情第1号の陳情1件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（平野忠作） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○建設経済常任委員長（宮澤芳雄） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成28年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

について、議案第18号、旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、議案第42号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第46号、市道路線の認定についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、都市計画総務事務費の都市計画基礎調査等業務委託料の具体的な内容はどの質疑では、都市計画法第6条に基づき、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画運用のために必要なもので、県と協力して、人口、産業、土地利用、交通などの現況調査を5年ごとに実施しているとの答弁がありました。

次に2点目として、震災復興・津波避難道路整備事業について、二つの路線の内訳はどの質疑では、横根三川線が6億3,543万1,000円、椎名内西足洗線が1億2,434万円を予定しているとの答弁がありました。

最後に3点目として、農地・水保全管理事業の負担金補助及び交付金の詳しい内容はどの質疑では、農道の草刈りや水路の保全管理等を実施した市内9地区の団体に対し、国から補助金が交付されるもので、農地面積1,104ヘクタールが対象となっているとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

旭市消費生活センターの相談件数と主な相談内容はどの質疑では、平成27年度については439件を新規に受け付けており、インターネットを通じた販売や金融商品、消費者金融に関する相談が多くなっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、9議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年3月22日、建設経済常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（平野忠作） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊藤房代） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての13議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、後期高齢者短期人間ドック助成事業の受診者数及び日帰り1泊の内訳はとの質疑では、平成26年度の受診者数は58名で、日帰りが28名、1泊が30名となっているとの答弁がありました。

次に、2点目として、中学校大規模改造事業について、エレベーター設置の目的と基準はとの質疑では、障害のある児童・生徒が健常者の子どもたちと同じように生活が送れることを目的としている。また、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の改正により文部科学省から示された学校施設バリアフリー化推進指針を基にエレベーターの設置を計画したとの答弁がありました。

次に、3点目として、不法投棄防止活動事業について、事業内容とその効果はとの質疑で

は、26名の不法投棄監視員に各地区のパトロールをお願いしている。また、シルバー人材センターに週4回のパトロールを委託しており、過去3年間で不法投棄の件数は減少傾向にあるとの答弁がありました。

次に、議案第33号の主な質疑について申し上げます。

市内における直近の第3子出産祝金の支給状況はどの質疑では、平成27年度は89名が支給対象となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、13議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年3月22日、文教福祉常任委員長、伊藤房代。

○議長（平野忠作） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第11号、旭市行政不服審査会条例の制定について、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について、議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、専決処分の承認について、議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについての28議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、出会いの場創出事業について、現在までの事業効果はどの質疑では、年10回ほどの婚活イベントを実施しており、平成27年度の婚姻数は10名で、累計で76名の結婚報告を受けているとの答弁がありました。

次に、2点目として、利子及び配当金が前年度と比較して大幅に伸びているが、その理由はどの質疑では、財政調整基金残高62億円のうち、29億円を安全確実な千葉県債で長期運用したことが主な要因であるとの答弁がありました。

次に、3点目として、寄附金について、ふるさと応援寄附金以外の項目を廃目とした理由はどの質疑では、ふるさと応援寄附条例の区分により全部の項目を受けることができる。また、寄附者が寄附金の使途を指定することも可能であるとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

地方債の年度末現在高見込額が285億7,288万円となっているが、実質的な市の負担額はどの質疑では、年度末現在高のうち82.8%が交付税算入される見込みで、残りの17.2%、49億511万9,000円が市の負担となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙の報告のとおり

り、議案第1号、議案第40号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年3月22日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（平野忠作） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英。議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算に反対の討論をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

私は、一般会計予算主要事業の中のナンバー1の新庁舎建設事業予算とナンバー27の中学校大規模改修事業に反対いたします。

旭市長、明智市長は行革を推進しなければの理念から、行政改革推進課を新規設定いたしました。これまで少しずつ前進しているのかなと思っております。この理念に照らし合わせて検証いたしたいと思います。

まず、1の新庁舎建設事業2,400万円については、昨年議会から建設用地について議員諸氏より一般質問で建設用地の決め方、具体的に言うと市民会議の2回目、はや文化の杜が選択された執行部の用意周到さ。提案し、執行し、平成24年にオープンしたばかり文化の杜公園を市長自ら利用者が少ないからとの趣旨。

文化の杜に移転すると文化の杜公園1ヘクタールを潰し、国に交付税1億1,000万円を返還し、新たにまた都市公園1ヘクタールを現庁舎を解体した跡地に造り直すそうです。庁舎が文化の杜に移ると、旭市が今までに負担した費用、またこれから負担するであろう造成費用、約3億円が完全に無駄になります。血税が失われてしまいます。行財政改革の理念からは逸脱です。矛盾です。日本の美德、もったいないの理念は執行にはあるのでしょうか。

また、地方自治法第4条1項、市役所の位置の変更は条例で定めるとあり、第3項では、市議会で出席議員の3分の2以上の同意が必要となっております。なぜ市民会議の中に明示されなかったのでしょうか。もっとも、最初から議会も分からないだろうから、議会議員を愚弄していたのではないのでしょうか。議員の中にも市民会議、パブリックコメントの答申が錦の御旗のように仰せの方もおります。

建設場所が決定しないのに概算設計を計上するというのは、文化の杜を移転先と既成事実化し、議会が速やかに文化の杜と議決せよと催促しているのではないのでしょうか。それなら、最初にやるべきことは議会の3分の2の同意で場所を決定し、それから補正で概算設計でも何でも提案するのが本当の順序ではないのでしょうか。市民会議の答申から1年以上も経過するのに位置決定のための議案がいまだに提案されないとは摩訶不思議なことです。

国中の批判を浴びたオリンピックの新国立競技場設計問題で日本スポーツ振興センターは、損害賠償その他で60億円以上の国税を国内外に捨てました。責任は理事長の首のすげかえで終わってしまいました。本予算が議決された後、文化の杜の位置が次回以降の議会でもし否決されるとなった場合には、行財政改革には反しませんですか。世の中には、たれば、ないとお思いですか。

今、防潮堤を造る、避難タワー、命の丘を造るのも、いつか来るかもしれない大災害のそのためのリスクをとっているのではないのでしょうか。こそくな手段で大勢の賛同を得られるのでしょうか。行財政改革の理念からの逸脱、矛盾、整合性のなさ、賢明な行政マンには理解していただけると確信しています。市民に分かりやすく明瞭に伝えるのが行政の大きな役目だと思っております。私は今の本庁・分庁方式を早く解消しなければ事務の合理化、簡素化等は進めることはできないと理解している一人です。

ナンバー27の中学校大規模改修事業については、第一中学校にエレベーターの設置工事が予算化されていますが、第二中学校のエレベーターの利用状況等調査した結果予算化されたとは思いますが、二中学生徒に伺いますと、利用者はまれにけがをした生徒、大きな荷物、例えば楽器とかを運ぶときにだけ使われているようです。ふだんは誰も利用していないようで

す。

皆様方がお分かりのように、一度投資された構築物の維持管理費は償却までに投下資本と同額になります。財政事情が先々悪化するのを分かっているときに、なぜ利用効率の悪い箱物を投資するのか。旭市は合併した時から周りの自治体から建設バブルと言われてきました。もうあれから11年です。行財政改革に反する政策はやめていただきたいと思います。人口減少対策、経済格差は教育格差と言われる格差対策に回すべきだと私は考えております。

旧旭市の伊藤市長は保育園児の障害児対策に、それまで個々の保育所で対応した障害児保育を旭第三保育所に集中し、障害児対策のクラスを作り、保護者の要望と保育士の負担軽減に対応いたしました。第一中学校のエレベーター設置も障害者生徒のためとお聞きしておりますが、一中と二中の直線距離は1キロもありません。28年度は障害者生徒はいないとも聞いていますが、前市長が行ったような施策がなぜ提案できないのでしょうか。障害を持つ生徒のためにも、先人の知恵を活用するのも行革の一つではないのでしょうか。

ふるさと産業まつりも3か所から2か所、28年度は1か所に統合だそうです。その理由は経費節減、合理化、職員負担軽減との答弁です。各課挙げて経費節減、行政改革と思っていたら、いいかげんで、そうでない担当課もあるということにはなりはしませんか。これでは行政改革推進課を創設した理念が泣きます。

議場におります議員の皆様、また執行の皆様方にも、一人でも多くのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。反対討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、伊藤保。私は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決について賛成の立場から討論をいたします。

提案された平成28年度当初予算は、災害復興に関する事業に加え、旭市総合戦略に掲げる目標達成のための重要施策の一つである人口減少対策に関する事業を最優先課題とした予算編成がなされております。

災害復興関連事業の代表的なものとして、震災復興・津波避難道路整備事業、津波避難施設、いわゆる築山の整備事業など、被災地域の復興、被災者への支援の予算が計上されており、災害に強い安心・安全なまちづくりへの明智市長の強い決意が感じられるものであります。

さらに、新庁舎については、住民生活へのサービス向上と行政機能の向上を図るための機

能集約、また防災面からも早期の整備が望まれるところですが、現実には位置決定されていないわけでありますが、今回の予算は機能や規模を検討するための基本となる計画を策定するものであり、重要かつ必要なプロセスであります。

また、人口減少対策事業のうち、子育て支援、少子化対策としては、これまで第3子以降へ支給していた出産祝金を第2子まで拡充することや、第3子以降の保育料等の無料化、中学生までの医療費を助成する子ども医療費助成事業、不妊治療に係る治療費を助成する特定不妊治療費助成事業、放課後児童クラブ運営事業等の継続の実施、新しい事業として、保育園や幼稚園が企画する親子イベントに対して助成する親と子どもの絆プロジェクト事業等の実施、また人口増加と定住の促進を図る定住促進奨励金交付事業の継続、市民の居住環境の向上と市内の経済活性化を目的とした住宅リフォーム補助事業の新設など、これらの施策を積極的に推進することにより、旭市の人口減少に歯止めがかかることが期待されるところであります。

一方、教育面において文部科学省の補助金を使用し、障害のある子どもも健常者と同じように学校生活を送れるよう、バリアフリーを目的とした第一中学へのエレベーターの設置や、安全で快適な教育環境づくりを進めて、現代社会の要請でもある公共施設のバリアフリー化対策にも応えようとしております。

さらにその他にも、市の基幹産業である農業をはじめとした各種産業の振興、高齢化社会に対応した福祉施策など、バランスのとれた予算編成となっており、平成28年度では合併算定替による普通交付税の段階的な減額の初年度でありながら、一般財政調整基金を取り崩さず予算編成を行ったことは評価に値します。

今後、より一層簡素で効率的な行政運営を行い、旭市総合戦略などに掲げるさまざまな施策をバランスよく実施することで住民福祉の増進に努め、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指されるよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（平野忠作） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第46号までの46議案について採決いたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成28年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政不服審査会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規

定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第43号は承認することに決しました。

議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長(平野忠作) 日程第3、常任委員長陳情報告。

建設経済常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 宮澤芳雄 登壇)

○建設経済常任委員長(宮澤芳雄) 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、T P P交渉に関する陳情について、その審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月14日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、旭市は農業基盤の非常に大きな市ではあるが、T P Pへの参加については、国の政策として総合的に判断し、決定したものであり、地方議会が判断することは望ましいことではないとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成者はなく不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年 3月22日、建設経済常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（平野忠作） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号、T P P交渉に関する陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時25分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 配付漏れないものと認めます。

ただいまの発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 林 俊介 登壇)

○議会運営委員長(林 俊介) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程につきまして協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告をいたします。

本日提出しました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成28年旭市議会第1回定例会議事日程(その3)、本日3月22日火曜日をご覧いただきたいと思います。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長(平野忠作) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(平野忠作) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（平野忠作） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 林 俊介 登壇）

○議会運営委員長（林 俊介） それでは、発議第1号についての提案理由を申し上げます。

本案は、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例が可決されましたことに伴い、総合病院国保旭中央病院の所管に関する事項が常任委員会の所管から削除されることとなりますので、所要の改正を行うものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（平野忠作） 以上で発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（平野忠作） 本日、各常任委員長より、所管に関する事項について、平成29年12月31日まで、閉会中の所管事務調査とする申し出がありました。

申出書は、お手元に配付のとおりでございます。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

おはかりいたします。各常任委員長の申し出の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（平野忠作） おはかりいたします。各常任委員長からの閉会中の所管事務調査申出書について、申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書のとおり決定いたしました。

◎日程第5 事務報告

○議長（平野忠作） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 加瀬正彦 登壇)

○総務課長(加瀬正彦) それでは、事務報告を申し上げます。

篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。事務報告のつづり1枚めくっていただきますと記載してございます。

1つ、金20万円を林利幸様より、12月18日受納いたしました。

1つ、金10万1,566円をパラソルギャラリー実行委員会様より、2月17日受納いたしました。

1つ、図書一式、家具・調度品一式を増田素康様、増田好様より、3月3日受納いたしました。

1つ、金100万円を島田建設株式会社様より、3月15日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(平野忠作) 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長(平野忠作) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 平野 忠作

副議長 島田 和雄

議員 有田 恵子

議員 磯本 繁